

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

四国土建株式会社 香川県丸亀市土器町北1-60

2 指名停止の期間

平成29年10月27日 ～ 平成30年2月26日 (4カ月)

3 指名停止の理由

四国土建株式会社は、虚偽の内容(完成工事高の水増し)を記載した決算の変更届書を香川県へ提出し、県に対して当該虚偽の内容に基づく経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行い、これらにより得た経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書をもって、県に対し、平成27年度から平成30年度まで、公共工事の競争入札参加申請を行った。

これらのことが、建設業法に違反し、香川県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060